

文京区補助金等チェックシート

所属 男女協働子育て支援部 保育課

1 補助金の名称等

27年度調査

補助金の名称	文京区保育サービス推進事業補助金							
根拠規定等	文京区保育サービス推進事業補助金交付要綱							
創設年月	平成	28	年	2	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕		
見直しの内容								
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号		
	5民生費	4児童福祉費	1保育園費	16保育サービス推進事業	1保育サービス推進事業			
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給							

2 補助金の概要

補助目的	特別保育事業、地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて推進する取組を行う事業者に対し、当該取組に係る費用の一部を補助することにより、区の保育サービスの質の向上を図ることを目的とする。						
補助事業等の内容	特別保育事業(零歳児保育、零歳児延長保育、2・3時間延長保育、障害児保育、アレルギー児対応、育児困難家庭への支援、外国人児童受入れ等)、地域子育て支援事業(小中高生の育児体験受入れ、保育所等体験、出産を迎える親の体験学習、保育拠点活動支援等)、第三者評価受審						
補助対象経費の内容	特別保育事業、地域子育て支援事業、第三者評価受審を行った場合に、その費用の一部を補助する。						
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他						
	[特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人以外の設置者の区内認可保育所、区内認定こども園、区内家庭的保育事業、区内小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業						
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)						
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他						
	[その他の場合は具体的に記入] 実施事業による単価が異なる(都補助要綱による) [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]						
公募の状況	対象施設に直接案内						
実績報告書時における 用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (財務情報の公表)						
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区	国	都	10/10	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由					

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	地域の実情に応じて保育の向上に取り組む事業者を支援することで、区の保育サービスの質を向上することができる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想及び『文の京』ハートフルプランにおける子育て支援の充実に資するものであり、区の政策に合致している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	民間の事業者の財政的負担を減らし、保育の質を確保するために、区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	実施しなかった場合、区の保育サービスの低下につながる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区内の全ての認可保育所、認定こども園、子ども・子育て支援法における地域型保育事業を対象としており、公平に確保されている。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	認可保育所、認定こども園、子ども・子育て支援法における地域型保育事が交付先となっており、事業者からの申請によって適正に決定されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	保育サービスの向上に対して民間事業者のインセンティブを高めるには、補助金の交付が最も効果的である。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	補助対象となる取組が多岐に渡っており、保育サービスの向上が認められる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	地域の実情に応じた保育の向上に係る取組を支援しており、区の保育サービスの質の向上が認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	区民に対して質の高い保育サービスを提供することにつながっている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	都補助要綱及び区補助要綱に基づき適正な執行を行っている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	地域の実情に応じて保育の質の向上に取り組む事業者を支援することで、区の保育サービスの質を向上することができる。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	実績報告書や財務情報の提出を求めており、適正に行われていることが確認できる。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	20	24
決算(予算)額	-	-	58,192	86,775
国庫支出金			0	0
都支出金			61,108	86,775
その他			0	0
一般財源			-2,916	0
27年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	平成27年度の都支出金は次年度で清算により一部還付する。 まなびの森保育園、小学館アカデミー小石川保育園、損保ジャパン日本興亜スマイルキッズ江戸川橋保育園、小学館アカデミー茗荷谷保育園、グローバルキッズ後楽二丁目園、アスク本駒込保育園、ベネッセかごまち保育園、ベネッセ千石保育園、キッズガーデン文京春日、グローバルキッズ新大塚、ポピンズナーサリースクール千駄木、東京こども保育園、日生湯島保育園ひびき、にじのいるか保育園小石川、テンドーラビング保育園茗荷谷、ハッピーマム保育園茗荷谷、ちやいれっく新大塚駅前保育園、同仁美登里保育園、本駒込ブチクレイシユ、保育所まあむ東大前園			

5 課題及び今後の方向性

現在は東京都10/10負担の補助事業だが、今後区市町村主導になる可能性があるため、その場合には補助額等について検討する必要があると考える。